

2023年度こども発達支援事業所エール昭苑事業報告

1.月毎の契約者数、稼働率、月額報酬、年間報酬額

月	契約者数(名)	稼働率(%)	月額報酬実績 (未収を含む)	利用者負担分	総収入 (未収を含む)
4月	7人	42.5%	780,169円	0円	780,169円
5月	7人	38.5%	713,915円	0円	713,915円
6月	7人	35.5%	804,594円	0円	804,594円
7月	7人	40.5%	944,124円	0円	944,124円
8月	7人	31.3%	843,000円	0円	843,000円
9月	8人	39.5%	1,094,094円	2,794円	1,096,888円
10月	9人	43.8%	1,227,024円	3,425円	1,230,449円
11月	14人	61.5%	1,458,691円	9,750円	1,468,441円
12月	15人	85.5%	2,461,104円	16,570円	2,477,674円
1月	15人	97.2%	2,540,287円	6,654円	2,546,941円
2月	15人	92.7%	1,954,654円	16,841円	1,971,495円
3月	16人	87.0%	2,064,019円	12,178円	2,076,197円
計			16,885,675円	68,212円	16,953,887円

2024年3月契約者内訳:

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
昭苑こども園		4	2	2	2	3	13
中央保育園			1	1			2
未就園児			1				1
計		4	4	3	2	3	16

2.職員配置

職種	正職員	パート(長)	パート(短)	備考
管理者	(1)	-	-	児童発達支援管理責任者が兼務
児童発達支援管理責任者	1	-	-	
児童指導員	2	1	2	週32時間1名、週20時間2名
機能訓練担当職員	-	-	-	
計	3	1	2	

3.こども園との連携

日々の活動において利用児童の送迎の際に、こども園の担任とエール職員間で児童の園・家庭・エールでの様子を情報共有し、児童の様子によってはエール職員がクラスに入りサポートにあたった。また、こども園の行事では、児童のサポートとして練習時より参加し、こども園との情報共有・共通理解をはかるため、各学年毎、月に一度開催される連携会議に参加してきた。

4.地元の保育園との連携

現在、エールには中央保育園に通う児童が2名おり、迎えに行った職員が担任と児童の様子を情報共有している。また、エール管理者と職員とで中央保育園へ伺い、保育園の園長先生・担任の先生と情報共有を行う等、連携をはかった。

5.ぶどうの木との連携

エール利用児童の中にはセルフプランの児童が数名在籍していたので、保護者にぶどうの木が開所した事を伝え相談員へと繋げた。また、日々変化する子供たちの様子を相談員に伝えたり、モニタリング資料や個別支援計画を共有したりと情報共有・共通理解に努めている。

6.その他の重点課題

- ・エール利用児童の中には3兄弟が在籍し、体調不良により欠席が続くと多大な影響を及ぼすことになる。
- ・双子の児童が引っ越しのため退所されたが、新たに2名の児童が加わり、他1名(満3歳児)が体験を実施。

＜以下、運営規程、重要事項説明書より抜粋＞

（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名称 こども発達支援事業所 エール昭苑
- （２） 所在地 印旛郡酒々井町東酒々井1-1-105

（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （２） 営業時間 午前9時から午後17時までとする。
- （３） サービス提供日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （４） サービス提供時間
午前9時から午後5時までとする。
午前提供時間：午前9時30分から午後12時45分まで
午後提供時間：午後1時30分から午後4時45分まで
- （５） 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（利用定員）

事業所の利用定員は10人とする。

（児童発達支援を提供する主たる対象者）

第7条 事業所において児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （１） 小学校入学前の乳幼児で心身の発達に気になることがある児童
- （２） これから医師の診断を受ける予定のある児童
- （３） 心身の発達に課題がある児童

(運営の方針)

1 事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 児童発達支援の実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月21日条例第86号)に定める内容のほか、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針(以下「児童発達支援ガイドライン」という。)等関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(児童発達支援の内容)

児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 発達支援

①本人支援

(ア) 健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活のリズムや基本的生活習慣の形成
- ・基本的生活スキルの獲得

(イ) 運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- ・保有する感覚(五感)の総合的な活用

(ウ) 認知・行動

- ・認知の発達と行動の習得
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

(エ) 言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用
- ・言語の受容及び表出
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・コミュニケーション手段の選択と活用

(オ) 人間関係・社会性

- ・他者との関わり(人間関係)の形成
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加
- ・仲間と充実感や達成感を味わう
- ・自己肯定感の向上

②移行支援

- ・併用して通うこども園、保育園、幼稚園等との連携
- ・併用して通うこども園等への支援と支援体制の構築
- ・同年代の子どもとの仲間作り

(2) 家庭支援

- ・家庭からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成等の支援
- ・家庭の子育て環境の整備
- ・関係者・関係機関との連携による支援

(3) 地域支援

- ・近隣地域の子育て支援機関等の関連機関との連携

●1日のスケジュール表

	内容	備考
8:30～	職員出勤→朝礼	
9:00～	営業開始	
9:30～12:45	午前の療育	5名
	給食又はお弁当	
12:30～13:30	職員休憩(昼食等)	
13:30～16:45	午後の療育	5名
16:45～	後片付け、掃除、ケース会議、明日の準備	
17:00	営業終了	
17:30	職員退勤	

昭苑こども園の1号認定幼児の長期休業

長期休業名	期間
年度始・春休み	4月1日～進級式前日

夏休み	1学期終業式後(7月20日前後)～8月31日
冬休み	2学期終業式後(12月20日前後) ～3学期始業式前日(1月6日前後)
年度末・春休み	3学期終業式後(3月20日前後)～3月31日

※上記の長期休業期間中も1日のスケジュール表は上記の通り

昭苑こども園の2号認定幼児・3号認定乳児の長期休業

長期休業名	期間
年末年始完休	12月29日～1月3日

※上記の年末年始完休中は、こども発達支援事業所エール昭苑もお休みとする。

○療育における留意点

- ・厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」に基づき実行する。
- ・子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える中で療育活動を行っていく。
また、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする中に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行っていく。
- ・個々の子どもの発達や障害の特性について理解し、発達の過程に応じて、個別または集団における活動を通して支援を行う。
- ・子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- ・子どもの成長は「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように具体的な支援を行う。
- ・運動機能や検査上に表される知的能力に留まらず「育つうえでの自信や意欲」「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできること、得意なことに着目し、それを伸ばす支援を行うこと。
- ・個々の保護者の状況及び意向を理解・受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえて、適切に援助する。
- ・事業所は人的環境、物的環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものになるよう、計画的に環境を構築し、工夫して児童発達支援を行う。
- ・療育を行う上での教具、遊具については必要に応じて適宜揃えていくものとする。

●年間行事予定(案)

月	主な内容	備考
4月		
5月	子どもの日こいのぼり見学(昭苑こども園) チーバくと遊ぼう参加(昭苑こども園)	
6月		
7月	昭苑こども園の夏まつり参加 エール昭苑サマーフェスタ	
8月		
9月	防災の日:シェイクアウト訓練 移動動物園参加(昭苑こども園)	
10月	昭苑こども園の運動会参加 エール昭苑スポーツフェスタ	
11月	昭苑こども園の総合避難訓練参加	
12月	昭苑こども園のクリスマス祝会参加 エール昭苑のクリスマス会	

1月	昭苑こども園の餅つき体験参加	
2月		
3月	ひなまつり雛人形見学(昭苑こども園) 昭苑こども園の保育総合発表会参加 エール昭苑スプリングフェスタ	
毎月の 行事	・お誕生会 ・こども発達相談(グループ) ・こども発達相談(個別)	

・昭苑こども園の行事にはエール昭苑の職員も参加し、普段療育を受けている子どもたちについて援助し、昭苑こども園の普段の保育や行事についての理解を深める。

・エール昭苑の行事については、エールの子どもたちが主人公の行事を計画しつつ、昭苑 こども園の子どもたちがお手伝いで参加するなど、インクルーシブ保育につながる活動 を推進していく。

以上